

1990年代後半～2000年代におけるジェンダーバックラッシュの経過とその意味

和田 悠・井上 恵美子

はじめに

1. 1990年代初頭のジェンダー政策

(1) 個別政策の前進

(2) 性別役割分業社会の是正

2. バックラッシュ記事の数量的変遷

3. 第一期バックラッシュ (1996年5月～)

(1) 「慰安婦」バッシング

(2) 「夫婦別姓」批判から「ジェンダーフリー」批判へ

(3) 時代的要請としての性教育

4. 東京でのバックラッシュの開始

5. 第二期バックラッシュ (2001年10月～)

(1) 性教育バッシング

(2) 「ジェンダーフリー」バッシング

① 選択的夫婦別姓制度政府案の国会提出つぶし

② 「ジェンダーフリー」の言葉狩り

③ 「ジェンダーフリー」狩りの地方への波及

④ 男女共同参画条例批判

⑤ バッシング論者の地方自治体施策立案への参画

⑥ バッシング論者の体制内化

(3) 「親学」の奨励

おわりに

はじめに

1990年代後半以降、とりわけ2000年代に入って、異常なほどのジェンダーフリー教育や性教育に対するバッシングの嵐が日本中で吹き荒れた。「ウソも百篇言えば…」式¹のバッシング論者の非論理的で悪意に満ちた攻撃に押されてジェンダー政策が後退させられていった。それに抗する運動も同時に粘り強く展開されたものの、その嵐によってかき消されていた感は否めない。そのような状況にあって、性教育バッシング被害の象徴的存在であった東京都立七生養護学校（現七生特別支援学校）の関係者が全国の多くの人達の支援を受けて裁判に持ち込み、08年2月から10年2月にかけて「こころとからだの学習」裁判（以下、「ここから」裁判）の東京地方裁判所での勝利判決、「金崎裁判」の最高裁判所における勝利判決の確定は、嵐の幕切れを予感させるものであった。

ジェンダー視点からもこの勝利を確認し、バックラッシュ²をはね返す契機にしようと、民主教育研究所「ジェンダーと教育」研究委員会が中心となって、シンポジウム『「七生養護学校」勝利判決から学ぶ豊かな性と生の教育』が09年11月に開催された³。

¹ 浅井春夫他『ジェンダーフリー・性教育バッシング—ここが知りたい50のQ&A』大月書店、03年、3頁。

² 木村涼子は「バッシング(bashing)とは本来『激しい批判や攻撃』を意味するが、今回の『ジェンダー・フリー』教育・性教育バッシングは、事実からかけ離れたことがらの喧伝や極端な誇張を多く含んでいることを一つの特徴としている」と指摘している（木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社、05年、4頁）。本稿では、そのような一つひとつのバッシングの総体を歴史の流れに逆行する大きなまとまりとして「バックラッシュ」(backlash)と称する。

³ 当日の記録は、民主教育研究所「ジェンダーと教育」研究委員会『ジェンダー平等の豊かな社会をめざして—性教育・ジェンダーバックラッシュをのりこえる』10年、14～27頁。

筆者らは、シンポジウム当日の配布資料として『性教育・ジェンダーへのバックラッシュ』年表（以下、年表）を作成した。ジェンダーバッシングの初期に、地方自治体レベルで夫婦別姓反対の決議が各地であがり始めた当時から、その担い手が日本軍「慰安婦」問題のバッシング論者と一致しているとの指摘がされていた。この点をふまえて90年代以降のジェンダーバックラッシュの動向をあらためて振り返ろうとする時、ジェンダーバッシング、性教育バッシング、そして日本軍「慰安婦」バッシングが底通して展開していたことを実証的に示すためには広範に事実を収集することが求められ、結果的に50頁にわたる大部な年表になった⁴。

この年表を鳥瞰し（その作業のために図式化したものが図1）、これらのバッシングの関連構造を解明し、その総体としてのバックラッシュのうねりの意味を析出することが本稿の目的である。あの異様な事態をとりあえず回避した現時点⁵で、その作業をすることは今後の運動を前進させるために必要不可欠であろう。

なお分析に際しては、「大手全国紙が正面切って（男女平等たたきに）参加する事態は初めて」（カッコ内は引用者）と指摘された⁶マスコミの一つである『産経新聞』の記事⁷の変遷をバックラッシュの指標として活用する。

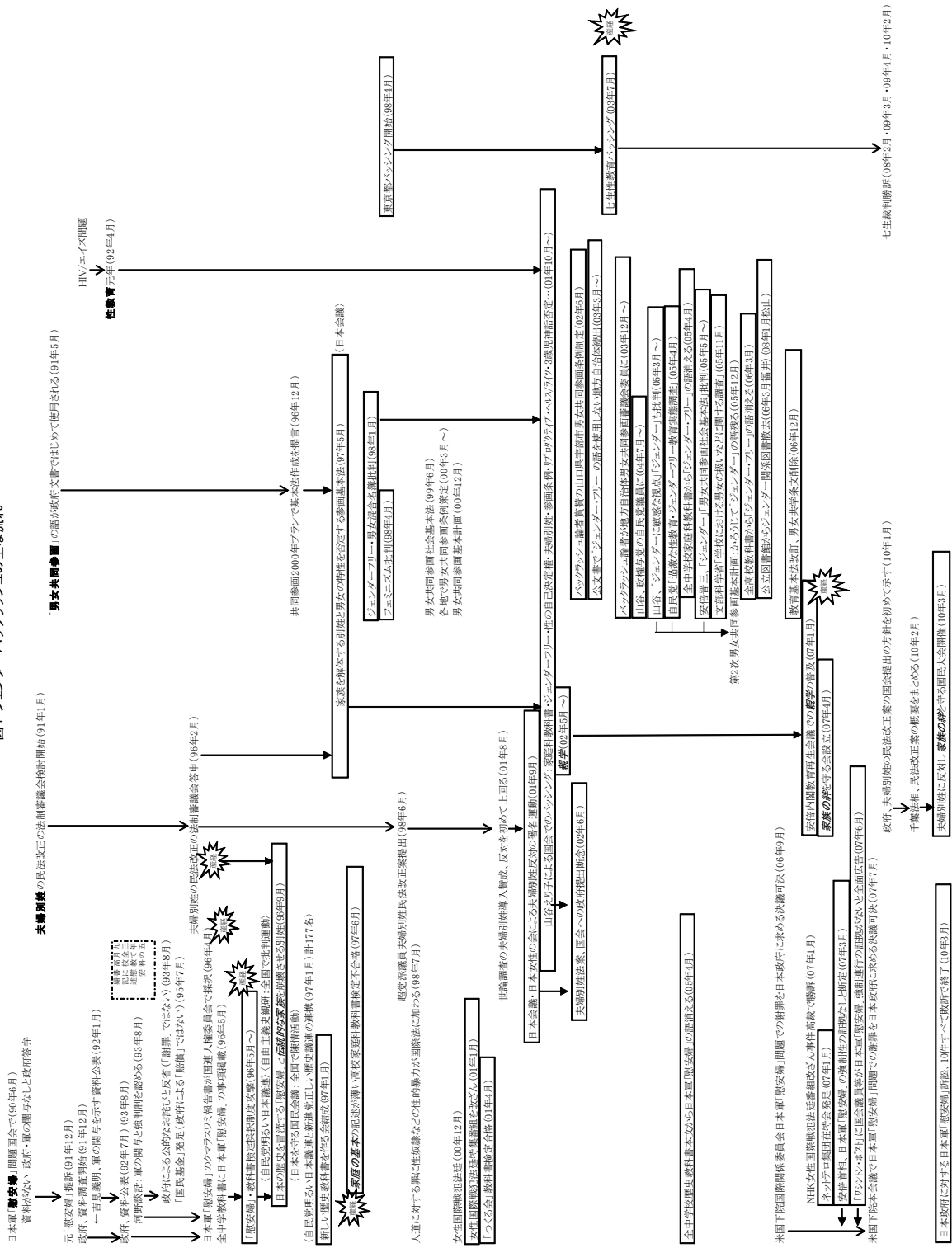
⁴ この年表は、同前『ジェンダー平等の豊かな社会をめざして』にCD-ROMで収録。

⁵ とはいえ、例えば日本軍「慰安婦」問題などに対して、07年1月発足の「在日特権を許さない市民の会」（在特会）が各地で妨害活動をするなど、テロリズムの新たな動きが出てきている。「特集 雑色のベスト 現代排外主義批判」『インパクション』第174号、インパクト出版会、10年5月など。

⁶ 竹信三恵子「やっぱりこわい？ ジェンダー・フリー・バッシング」前掲『ジェンダー・フリー・トラブル』30頁。

⁷ 東京版朝刊と大阪版夕刊を通覧した。

図1 ジェンダーバックラッシュの主な流れ



1. 1990年代初頭のジェンダー政策

90年代初頭は、ジェンダー政策が飛躍的に前進した日本史上においても大きな劃期である。

(1) 個別政策の前進

91年1月に法制審議会が選択的夫婦別姓を制度的に認める民法改正問題について検討を開始し、96年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申する。また性教育についても学習指導要領改訂によって92年度から小学校5年生の保健と理科の教科書に「月経・射精」と「生命の誕生」が盛り込まれることになり、「性教育元年」と呼ばれる。

さらに、日本軍「慰安婦」問題が日本でようやく可視化されるのも90年以降である⁸。同年6月の国会での本岡昭次議員（日本社会党）の質問に対する、日本軍「慰安婦」は民間業者がしたことであり実態調査は無理であるとの政府官僚の答弁が引き金となった。その後の動きの主たるものを以下に述べる。

第一に、答弁を知った金学順（韓国）は怒りをおさえ切れず、91年8月に元「慰安婦」であると顔と氏名を公表したことが、同年12月6日の日本政府に対する元「慰安婦」による最初の裁判につながる。これを契機に、日本のマスコミは日本軍「慰安婦」問題を取り上げ始める。

第二に、この答弁に対して90年10月に韓国の37の女性団体が抗議を開始し、91年12月10日に韓国外務省は「歴史的真相」の究明を日本政府に要請する。それを受けて3日後に日本政府は調査開始を決める。「慰安婦」制度に軍の関与があったことを裏付ける資料が、吉見義明（中央大学）によって防衛庁防衛研究所図書館から発見されたとの92年1月の新聞報道もあり、同年7月と翌年8月に日本政府は調査結果として国家資料を公表せざるを得なくなる。この2度目の公表の際に、日本軍「慰安婦」制度への軍の関与と強制性を認める「河野談話」が発表される。この政府見解（調査結果と「河野談話」）の範囲内で96年の教科書検定が実施され⁹、97年から使用される中学校歴史教科書すべて（7社）で日本軍「慰安婦」に関する記述が掲載されることになる。

第三に、この答弁を契機に90年11月に結成された韓国挺身隊問題対策協議会の代表である尹貞玉（梨花女子大学）が12月に来日して講演した際に、「挺身隊の女性たち（元『慰安婦』）こそ、民族史の主人公であらねばならない」（カッコ内は引用者）と発言し、日本軍「慰安婦」問題を「女

性総体の『人権』問題」として追及し始めている韓国の動向を紹介した¹⁰。それは、日本軍「慰安婦」問題を、一部の特殊な女性の問題、「女性のあるいは民族の『貞操』に関する問題」と考えるのではなく、女性の人権問題の土俵に乗せて検討すべきという重要な問題提起であった。

(2) 性別役割分業社会の是正

しかしこの時期の最大の特徴は、以上のような個別の政策の進展に留まらず、日本政府が性別役割分業社会それ自体の構造転換に着手した点にある。75年の国際女性年とそれに続く国連「女性の10年」、そして「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の成立（79年）と日本政府によるその批准（85年）などの動向を受けてのことである。

80年代後半の審議を経て、90年代冒頭には、固定的性別役割分業観に基づくM字型就労ではなく継続型就労を女性に、家庭内労働も担える労働条件を男女に、共に保障することによって「多様な生活を自由に選択できる途を保障する社会経済システム」の構築を日本政府は省庁を超えて構想した¹¹。それが「男女共同参画」政策である。

国連の「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ¹²将来戦略に関する第1回見直しと評価に基づく勧告及び結論」（90年5月採択）¹³を受けて、翌年5月に「西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定」（91～95年度）が策定され、「男女共同参画」の語がはじめて使用される。これを皮切りに、94年6月の総理府への「男女共同参画室」の設置、97年3月の政府文書ではじめての「男女共同参画社会」の定義化¹⁴、99年6月の「男女共同参画社会基本法」の成立と翌年12月の「男女共同参画基本計画」の策定など、急速に施策化される。なお、日本政府は「男女共同参画」の正式英語訳に“Gender Equality”をあてている¹⁵。

¹⁰鈴木裕子『従軍慰安婦・内鮮結婚』未来社、92年、159～161頁。

¹¹井上恵美子「生涯学習体系化と女性の学習」日本社会教育学会編『生涯学習体系化と社会教育』東洋館出版社、92年、106～114頁。

¹²国連「女性の10年」最終年の国際会議の開催地がナイロビであった。

¹³これが国連文書で“Gender”の語を使用した最初の文書である。

¹⁴97年3月26日に公布された男女共同参画審議会設置法。

¹⁵“Gender”をカタカナ表記した「ジェンダー」の語が政府文書で最初に使用されたのは、96年7月の総理府男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」である。案の段階で「男女の特性、すなわち生物学的機能の性差に由来する社会的役割の違いを前提とせずに男女平等の実現を目指す立場」でして、『ジェンダー』からの解放、

⁸90年以前に「マスコミを通じてその存在が明らかになっていった従軍慰安婦は3名しかいなかった」と指摘されている（高木健一『従軍慰安婦と戦後補償』三一書房、92年、15頁）。

⁹調査結果と「河野談話」に元「慰安婦」の総数が記されなかったために、教科書の検定時には推計でも元「慰安婦」総数の記載は認められなかった。

この男女共同参画政策によって、日本政府がジェンダー問題に新たなレベルで向き合い始めた段階で、執拗にそれを妨害し、引き戻そうとしたのが一連のバックラッシュであったといえる¹⁶。

2. バックラッシュ記事の数量的変遷

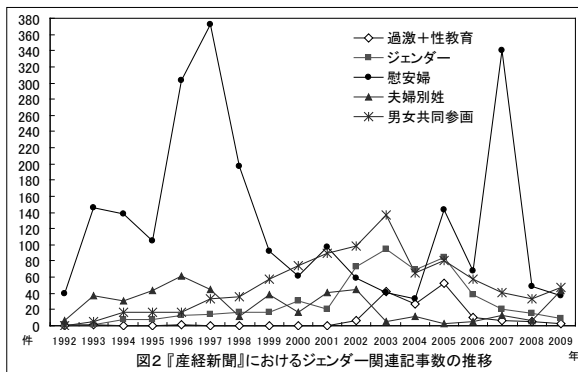
図2は、産経新聞ニュース検索サービスを用いて、ジェンダーに関わるキーワードで全文検索をし、92年以降の『産経新聞』の記事数の推移をまとめたものである。

まず「慰安婦」に関する記事が格段に多い。年によって変動が激しいとはいえ、『産経新聞』が日本軍「慰安婦」問題に強い関心を持っていたことがわかる。年間の記事数が340件を超えるピークが二つある。一つは97年であり、すべての中学校教科書に日本軍「慰安婦」に関する事項が掲載されたことに対して様々な批判が巻き起こり、「新しい歴史教科書をつくる会」(以下、「つくる会」)が結成された時期に当たる。もう一つのピークは07年であり、米国下院本会議による日本軍「慰安婦」に対する日本政府の謝罪をもとめる決議に関わる記事が多く掲載された。

「夫婦別姓」の記事は93～97年に増え、緩やかに山なりになっている。「男女共同参画」の記事は「夫婦別姓」の減少と入れ違いに97～03年に増加し続け、04年の減少後も毎年50件前後を維持している。「夫婦別姓」の記事が03年にほとんど皆無となるのに替わって02年から「ジェンダー」記事が増え、06年から減少する。

「過激+性教育」¹⁷の記事は03～05年に集中している。「ジェンダー」と「過激+性教育」の00年代の推移の仕方が似ているのは、「性教育」と「ジェンダーフリー(教育)」がセットでバッシングの対象となったからである。

本稿では、「慰安婦」を筆頭に「夫婦別姓」「男女



共同参画」を中心として記事の多かった90年代後半と、「慰安婦」「男女共同参画」「ジェンダー」「過激+性教育」が記事の中心であった00年代の、その違いに着目して二つの時期に区分し、論ずることにする。

3. 第一期バックラッシュ(1996年5月～)

(1)「慰安婦」バッシング

93年8月、細川護熙が首相に就任する際の「侵略戦争」発言に反発して、同月中に自民党内で「歴史・検討委員会」(後の「新しい歴史教科書をつくる会」)につながる)が設立された¹⁸。日本人の歴史認識を変えるための学者を中心とした国民運動組織が提起され、西尾幹二や高橋史朗などが講師として参加した¹⁹。94年12月には、与党(自由民主党・日本社会党・新党さきがけ連立政権)が準備中の「戦後50年国会決議」²⁰に反対する「終戦50周年国会決議連」が結成された²¹。歴史観・戦争観をめぐる議論が、政治抗争という側面を強く帯びて展開された。

こうした動きと並行して、95年1月に藤岡信勝を代表とする「自由主義史観研究会」が「近現代史の授業改革」を掲げて発足した。藤岡は翌年1月から「教科書が教えない歴史」を『産経新聞』に連載し²²、『産経新聞』との結びつきを深めていっ

ジェンダーフリーを志向する方向性である」との「ジェンダー」を説明する文章が了承されたものの、最終的には「女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」に改変された(男女共同参画局「男女共同参画基本法執務提要」(http://www.gender.go.jp/danjyo_kihon/situmul-3.html))。後にバッシングされる重要なキーワードの一つである「ジェンダーフリー」が政府文書に入る可能性があったといえる。

¹⁶竹信も前掲「やっぱりこわい? ジェンダー・フリー・バッシング」で『ジェンダー・フリー教育』たききは、ようやく男女分業の弊害を認識し始めた文科省を国権派・男権派の下に取り戻し、男女分業堅持の教育へと押し返そうとする狙いの中で起きた」と指摘している(22頁)。

¹⁷「性教育」の語で検索すると「女性教育」なども含まれてしまうので、「性教育」に「過激」を加えて検索をした。

¹⁸同年7月に初当選したばかりの安倍晋三議員が委員に任命される。同会は、95年2月に解散。

¹⁹右翼政治運動の動向については、依義文『あぶない教科書NO!』花伝社、05年を参照。

²⁰95年6月9日に衆議院本会議で採択。

²¹事務局長代理に安倍晋三就任。同会は、96年6月に衆参両院の自民党議員116人によって「明るい日本・国会議連」に改組される。ここでも安倍は事務局長代理を務める。以後安倍は、97年2月結成の44名による自民党議連「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」(その後「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」に改称)の事務局長も務める。

²²藤岡は雑誌『社会科教育』にも94年4月から『近現代史』の授業をどう改造するかを連載している。

た²³。

『産経新聞』では、以前から上坂冬子「自国政府への提起がスジ 外国人からの対日補償要求」（91年12月19日）、秦郁彦「朝鮮人従軍慰安婦強制連行証言に疑問」（92年4月30日）などの記事が散見されるものの、日本軍「慰安婦」関連の記事が増えるのは93年からであり、日本軍「慰安婦」問題の教科書²⁴への掲載の是非が「産経抄」や読者の投稿で論じられた。ただし、教科書の記述削除を要求する論調ではない。

ところが、96年4月に「慰安婦」問題に関する日本政府の国際法違反の法的責任を問う「クマラスワミ報告書」が国連人権委員会で審理・採択され、96年5月には中学校の全歴史教科書への日本軍「慰安婦」記事の記載が判明すると、『産経新聞』による執拗な「慰安婦」パッシングが開始される。同月14日の社説「慰安婦を生徒に教える是非」、9月6日の社説「教科書から慰安婦削除せよ」では、①慰安婦は業者との契約にもとづく公娼であり、日本軍による強制連行は史実として確定していないこと、軍隊に性の問題はつきものであるとした上で、②教科書の検定基準である「心身の発達段階」「健全な情操の育成」といった観点から中学生に教えるべきでないこと、したがって③中学校歴史教科書から「慰安婦」記述は削除すべきであり、それを教えようとするのは自国の歴史に愛着と誇りを抱かせない自虐的行為であるとの主張が展開された。

このような『産経新聞』の主張と連動して、「明るい日本・議連」は96年6月の設立当初から「慰安婦」や南京大虐殺の記述の教科書からの削除を要求して活動し、しかも「慰安婦」＝「売春婦」のデマゴギーを広めた。また、同年8月に開かれた「自由主義史観研究会」の第一回全国大会で、藤岡信勝は中学教科書からの「慰安婦」記述の削除を強く訴えた。96年12月に野党である新進党内に結成された「正しい歴史・議連」と自民党の「明るい日本・議連」は、翌年1月に中学校教科書の「従軍慰安婦」記述の削除や検定制度の見直しに向けて連携する方針を固める²⁵。ほかにも様々な団体が文部大臣に対して直接、または地方議会への陳情提出などを通して、教科書からの「慰

安婦」記事削除を要請した。

こうした動きに対して、96年11月に着任した小杉隆文部大臣は、教科書検定にも、教科書の日本軍「慰安婦」の記載にも問題はないと、削除要求を受け入れなかった。そこで97年1月に「つくる会」が設立され、従来の「慰安婦」記事削除運動に加えて、独自教科書を作成し²⁶普及させる新たな方針がとられた²⁷。

『産経新聞』は一連の動向を逐次報道し、「歴史修正主義」の言説を日本社会に撒き散らした。さらに、「つくる会」と一体となって、小杉文相に「慰安婦」記事削除の決断をするよう迫った²⁸。

(2)「夫婦別姓」批判から「ジェンダーフリー」批判へ

第一期バックラッシュ以前の『産経新聞』では、夫婦別姓について時代の流れであると容認していた。たとえば、関口礼子（図書館情報大学）による旧姓使用を求める裁判での原告敗訴²⁹を批判的に報じ、「旧姓使用は、働く女性だけではなく、まだ一部ではあるが専業主婦にも動きがある」と指摘している（93年11月20日）。

しかし、96年2月26日の選択的夫婦別姓を含む民法改正要綱が答申されると、その直後の28日の社説で「夫婦別姓は時流排し慎重に」と主張し、3月2日の小堀桂一郎「夫婦別姓思想の裏面を見よ」では、夫婦別姓は「日本の文化を破壊する制度」だと論じられた。「慰安婦」パッシングの2ヵ月前のことであった。

96年9月に「日本を守る国民会議」が教科書からの日本軍「慰安婦」関連記述削除と夫婦別姓制度反対の両者を課題とする草の根レベルの運動を開始させた³⁰ところから、夫婦別姓問題が日本軍

²³『産経新聞』の96年9月～10月10日の計14回のシリーズ「教科書が歪めた歴史」の第1回も藤岡信勝「従軍慰安婦・虚偽の記述が独り歩き」である。

²⁴高校教科書を指している。すべての高校日本史教科書（7社9種）が日本軍「慰安婦」について記載することが93年5月に判明した。この時は大きなパッシングが起こらなかったのに対して、後の義務教育学校である中学校の全教科書への記載に際して大きなパッシングが起こったのは興味深い。

²⁵両議連に所属する議員は衆参両院で177名であった。

²⁶高校教科書に関しては、既に「日本を守る国民会議」が制作した『新編日本史』が86年に検定に合格している。なお、その後継本である明成社版高校日本史教科書も02年に検定に合格（明成社は「日本会議」傘下）。

²⁷石山久男はこの90年代の教科書攻撃について、55年の「うれうべき教科書」問題の第一の波、79年からの「社会科教科書には権利ばかりで義務がない」などの第二の波に続く第三の波と規定し、「憲法改悪・教育基本法改悪・教科書改悪が3点セットで進んでいる」と特徴づけている（「戦後60年－歴史認識と現代の私たち」日本婦人団体連合会『婦人通信』第568号、05年10月、24～29頁）。

²⁸「教科書をつくる会」の会見 文相『自虐的記述』知らず呼びかけ人ら会談の様子を語る」97年1月22日など。

²⁹93年に東京地裁で敗訴したものの控訴、98年に東京高裁で和解。

³⁰「中学校歴史教科書の訂正を求める陳情」と「『夫婦別姓を認める民法改正』に反対を求める陳情」の案（ひな型）を各地の諸団体に配布したと見

「慰安婦」問題とともにバッシング対象に組み込まれることになる。翌年2月11日の「日本の建国を祝う会」の決議で、教科書における日本軍「慰安婦」問題や夫婦別姓などが「自国の誇りある歴史を冒瀆し、家族の絆を軽んずる傾向をもたらし、さらには国家主権を自ら否定する」と批判されたことにみられるように、日本の伝統的な「家族」を崩壊させる夫婦別姓制度と日本の歴史を冒瀆する日本軍「慰安婦」問題とは、国家の歴史に唾する点で同列に扱われた。

97年5月には「美しい日本の再建」をめざして「日本会議」（「日本を守る国民会議」が前身）が設立され³¹、「家族の解体を促進する」夫婦別姓法案への反対や「男女の特性を否定する」男女共同参画社会基本法の改正を目標に掲げた。

96年12月の「男女共同参画2000年プラン」で作成が提案された男女共同参画社会基本法は、97年6月に第1回男女共同参画審議会が開催されると検討が具体化される。98年2月、男女共同参画審議会に「基本法検討小委員会」が設置され、同日の国会での橋本首相の施政方針演説では翌年の通常国会への法律案の提出が確約される。実際の法案成立は99年である。「日本会議」等によるバッシングはこうした動きに対するものであった。

また、97年6月26日に高校家庭科教科書4種が「家庭の基本についての記述が薄い」との理由で検定不合格になった際には、それを受けて、『産経新聞』社説「家庭科不合格処分は妥当」（6月29日）が夫婦別姓や「事実婚」にふれて「夫婦の絆の大切さ」を軽視した家庭科教科書を批判した³²。98年に入ると、1月の『日本時事評論』での男女混合名簿やジェンダーフリーへの批判、4月に林道義『主婦の復権』でのフェミニズム批判³³がなされた。『産経新聞』でも、社説「共同参画男

らしさ女らしさは必要」（99年12月29日）において「男女平等の理念をはき違えた」男女混合名簿に象徴される男女平等教育³⁴や「父親と母親の役割は同じではない」と育児におけるジェンダーフリーが問題視された。

90年代後半のバックラッシュはあくまでも日本軍「慰安婦」問題が中心であり、それに夫婦別姓問題が加わった。それらが「伝統的」な家族の価値に反するとの批判にまとめられると、それと連なるものとして、男女共同参画、家庭科教科書、男女混合名簿、ジェンダーフリー、フェミニズムへと、97～99年にかけて批判の矛先は拡大していった。

（3）時代的要請としての性教育

92年の「性教育元年」の背景にはエイズ感染者増加への危機感があり、文部省、厚生省は「エイズ予防」の観点から性教育を推進した。それに呼応して『産経新聞』では、学校における性教育の取り組みを時代的要請ととらえ、従前の保守的な性道徳を強調する性教育では問題解決にならないことを指摘した。この点は、同時期の統一教会からの性教育攻撃の論調³⁵と大きく異なる。

社説「エイズで問われる性教育」（92年10月29日）では、「科学的な知識を教えればよい」というように「簡単に割り切れない」とはいえ、「学校が曖昧な説明で逃げると、好奇心旺盛な子供たちの目を興味本位の週刊誌や雑誌に向けさせることになる」ことから、小学校の保健教科書に「男女の体や性器の図解」が掲載されたことを評価した。さらに、「初潮や精通の低年齢化、社会の性許容度の増大、性情報のはんらんを考えると、小学中学年からの性教育は不可欠だろう」と述べ、「初潮や精通は男女一緒に教えるのも方法だ。異性へのかいかいや同性同士のみそひそ話もなくする。性交も男女の交際から生まれる一つの局面であることを教え、いたずらに不潔視したり、美化したりすることを避けたいものである」（傍点は引用者）との認識を示した。

性教育におけるコンドームの取扱いについても、『産経新聞』はいくつかの学校を取材し、その教育的射程を見定める議論を読者に提供した。「どこまで教えるべきか 高まるコンドーム議論 ビデオ教材など続々登場」（92年12月2日）では、中学高校の教育現場でコンドームの装着法を説明する

られ、各地の同年9月・12月議会に類似の陳情が提出された。この中学校教科書の日本軍「慰安婦」の記述削除を求める請願が地方議会で相次いだのに対して、採択しないようにと地方議会に呼びかける声明を日本弁護士連合会が97年5月に発表した。

³¹その前日に、「日本会議」をバックアップし連携する目的で、自民党の小淵恵三・森喜朗、新進党の小澤辰夫が発起人になって「日本会議議連」結成される。安倍晋三は「防衛・外交・領土問題」プロジェクトの座長。

³²96年時点では『産経新聞』は家庭科男女共修を性別役割分業の問い直しの契機として評価していた。例えば、「家庭科の男女共修 “生活” に関心もち始めた男子」96年1月11日、「家庭科の男女共修をすすめる会 男性家庭科教師が急増」同年7月13日。

³³01年5月に『日本時事評論号外』も「最終目標は『家族解体』だった！ フェミニズムの思想を基にした国家解体、家族解体が男女共同参画の実態だ！！」とフェミニズムを批判する。

³⁴95年までは男女混合名簿を「平等を考える契機」として評価していた（「男女混合名簿増える 平等考える契機に 性別を超え遊ぶ効果も」95年9月1日）。

³⁵日本家族計画協会ほか編『アメリカの禁欲主義教育と日本の性問題』エイデル研究所、03年、74頁。統一教会側に立つ性教育攻撃の「中心メンバーの一人」が高橋史朗であったと指摘されている。

授業の実際を取材し、その試行錯誤をていねいに報じた。02年以降にはバッシング対象になる民間教育運動団体の「人間と性」教育研究協議会（以下、性教協）にも好意的で、関係者（山本直英、村瀬幸浩ら）の記事も掲載された（93年2月24日、00年2月18日）。

もっとも、「エイズ教育に詳しい」識者としてコメントを求められた高橋史朗の、エイズ教育以前の性道徳を重視すべきという発言が誌面に載ることもあった（93年1月23日ほか）。しかしそれは両論併記のためのアリバイ的な性格が強かった。90年代の『産経新聞』では性教育に関して比較的自由な議論が展開されていた。

4. 東京でのバックラッシュの開始

バッシングの対象が日本軍「慰安婦」・夫婦別姓から男女共同参画、家庭科教科書、男女混合名簿、ジェンダーフリー、フェミニズムへと拡大しつつあった98年に、都議会でのバッシングが始まる。

それは、同年4月の土屋敬之都議による「慰安婦セミナーに助成する団体は政治的偏向」、11月の古賀俊昭都議による「ジェンダーフリーの言葉を使い、男らしさ、女らしさを否定する過激なフェミニズムに都の予算を使わせない」というように、全国のバッシングの動きと一致した日本軍「慰安婦」・ジェンダーフリーがらみのものとしての東京女性財団批判であった。その翌年4月に石原慎太郎が都知事に就任すると、5月に「男女が互いの特徴を尊重しあう正しい男女観の確立」や「ジェンダー・フリー論を持ち込ませない」等を運動方針にした藤岡信勝などによる「東京教育再興ネットワーク」が、6月に「23区の教育を考える会」が発足し、東京女性財団の廃止³⁶、「つくる会」教科書採択問題³⁷、国立市の小学校を契機とした「日の丸君が代」問題³⁸などに攻撃の矛先をむけた³⁹。

東京都は、女性問題解決のための91～00年度都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」の策定（91年3月）など、ジェンダー施

策に関して先進的な自治体であった。その東京都で、他の地方自治体ではジェンダーバッシングとしては日本軍「慰安婦」問題と夫婦別姓問題についての動きが主であった時期に、「ジェンダーフリー」「フェミニズム」、そしてジェンダー問題解決の拠点である施設に対するバッシングが展開され始めたのは「先駆的」であった。しかも、一部の都議と暴言ともいえる発言をし続ける都知事が共鳴してバッシング施策が進められるその手法は、第二期の全国的なバックラッシュに通じるものであった。

5. 第二期バックラッシュ（2001年10月～）

第一期のバッシング論者からの攻撃を受けても、選択的夫婦別姓問題は民法改正案が国会で議論される段階を迎え、また男女共同参画社会基本法の下、地方自治体で男女共同参画条例が策定され始めて（00年3月）、地域レベルでの男女共同参画施策が展開されるようになった。日本国内ではなかなか進展が見られない日本軍「慰安婦」問題も、戦時下の性的暴力が国際法において「人道に対する罪」に位置づけられ（98年7月）、女性国際戦犯法廷が成功裡に開催される（00年12月）など、現在のそして将来の戦時下における性的暴力を防止するためにも日本軍「慰安婦」問題に日本政府が真正面から向き合うことが必須であると、世界的に理解されるようになった。

そのようにジェンダーをめぐる状況が進展する中で、バッシング論者は危機感をさらに強め、新たな攻撃を仕掛けてくる。その00年代のバックラッシュにとって、国会での山谷えり子議員⁴⁰による質疑が大きな役割を果たした。彼女を中心として、バッシングの言説が国会を舞台に繰り返された。しかもその内容は、海外や国内の情報を根拠としているかのような形をとりながら、誤りや意図的に曲解された情報が多く含まれていた。その質問に首相や大臣たちが抗するのではなく、示し合わせたかのように同調して不用意な返答をし、一部大手マスコミが検証なしにそれがあたかも真実であるかのように報道し扇動する、さらにその記事が国会質問の論拠とされる。このように、内閣とマスコミがバッシング論者にジャックされたかのような状況は、第一期とは大きく異なる点であった。

(1) 性教育バッシング

山谷の国会でのバッシング質問の最初は、01年10月31日の第153回国会文部科学委員会であり、家庭科教科書における性の記述に関してであった。第一期に既に家庭科教科書批判は始まっていたも

³⁶都の01年3月廃止案を全国的な反対運動によって阻止するも、02年末に廃止に至る。

³⁷01年8月に都教委は都立養護学校で「つくる会」教科書の使用を決定。

³⁸99年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が成立し、9月に文部省が日の丸・君が代の公立学校での指導徹底を通知する。

³⁹この他に、00年4月に施行された東京都男女平等参画基本条例の前文に、石原都知事が署名と引き換えに「(男女は)互いの違いを認めつつ」の文言を挿入させたことなどがある。

また01年11月に石原都知事が週刊誌上で「女性が生殖能力を失っても生きているのは無駄で罪」と、いわゆる「パパ発言」をしたのも、都知事の女性観が伺われる点で見逃せない（02年12月には都内の女性131名が石原都知事を相手に損害賠償請求訴訟した）。

⁴⁰元『サンケイリビング新聞』編集長。00年6月に初当選。当初民主党、同年12月に離党して保守新党の結成に参加。04年7月には宗教右翼を中心とする幅広い保守層の支持を受けて自民党から参議院議員に当選。

の、その内容として性の問題が取り上げられるのははじめてである。その際に「自己決定権」「性の自己決定権」の批判をしている点が特徴であり、墮胎を自己決定する意と曲解し、批判した。

山谷は02年5月29日に、セックスをあおっている、ピルのメリットばかり言っていると、『思春期のためのラブ&ボディ BOOK』⁴¹批判を開始する。山谷の批判は厚労省からは全面否定された。それに対して遠山敦子文部科学大臣からは批判に同調する発言を引き出した。11月1日には、厚労省が「財団の責任で作成したものであるので回収する性格のものではない」と言っているにもかかわらず、文部大臣に「問題のある資料は直ちに回収してもらいたい」といわせる。そして、実際に中学校から回収させるのに成功する。山谷は03年5月28日や7月14日の国会では回収が不徹底であるまで発言する。

02年5月以降、『産経新聞』の性教育をめぐる論調も第一期から大きく変化する。山谷を中心とする国会での動向を掲載するだけでなく、同年7月28日に高橋史朗「性教育から商業主義を排せ」が掲載される。ピル批判に加えて、コンドームの使い方の具体的な説明やマスターベーションの意味について『ラブ&ボディ』が記述したことを中学生の性教育教材として「明らかに教育的配慮に欠ける」と批判した。

同じく高橋による12月16日の「日本はコンドーム奨励 “性交の自由”主張の教師集団も」の記事が「性教協」パッシングの露払いとなる⁴²。記事では、「戦前の共産主義者で『結婚制度は奴隷制』とした山本宣治」の主張を支持する左翼思想に基づく過激な“自己決定権教育”を推進する団体として否定的に描き出された。性の自己決定権は、誰とでもみさかひなく性交する自由であると曲解された。そして、生殖器の図や仕組みが図示され解説されている副読本や人形を用いての性交の実践授業を指して、性の“自己決定権”を学ぶべく「小学校から性器と性交を教え」るものであると批判した。コンドームについての教育も「性行動の低年齢化という現状を迫認するだけ」だとした。もともと、『産経新聞』で最初に「性教協」批判を行なったのは高橋による『『生き方』教える性教育が必要』（97年4月26日）であった。「性教協」に「急進的な性科学教育」というレッテルをはり、「心と体のバランスのとれた人間教育、生き方と

しての性教育」が必要だとの持論を展開した。以前は高橋個人の言説であったものが、02年に『産経新聞』全体の論調へ転換したといえる。

さらに性教育パッシングは、各地の教育実践を次々とターゲットにする。『産経新聞』の相模原市（02年11月1日）、『読売新聞』の国立市に関する記事（11月16日）に始まり、『産経新聞』では「小五に過激性教育 テスト内容“口止め” 指導要領逸脱、区教委が調査へ」の見出しで報道された東京都北区の公立小学校の理科の授業（12月24日）、その2日後の「コンドーム装着 実習 大阪・豊中市立中6校」、さらに03年2月19～23日には立て続けに長野・府中・京都・広島性の教育を「過激」と形容して批判した。山谷は、03年2月27日に国会で、地方自治体の男女共同参画条例に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関わって「性の自己決定権」の規定があるのは18件であると批判している⁴³。これらの批判の特徴は、小学校での性教育を主な標的にし、教育実践の具体的な文脈は一切捨象されて言葉狩りのように「ペニス」「ワグナ」という性器の名称を子どもに教えたこと自体が、また性交について解説すること自体が「過激」と一方的に決めつけられたことにある。

東京都では、前述した『読売新聞』の国立市における性教育批判の記事が掲載されると1ヵ月後の都議会で取り上げられ、その1週間後の02年12月18日の都教育庁指導部長名の「学校における性教育の指導について」の通知によって「学習指導要領及び児童・生徒の発達段階に即した指導を行う」ことが指示された。そして、03年5月に都教委は「性教育に関する指導資料」を発表し、学習指導要領にない性器の名称などの用語の使用禁止へと向かう。『産経新聞』の論調を忠実に具体化したかのような「指導」が教員たちに強制されたといえる。

都議会での性教育実践批判はさらに続き、03年5月下旬から土屋・古賀・田代博嗣都議等によって、性教協『SEXUALITY』掲載の実践（小学校5校、中学校2校、養護学校4校）を狙い撃ちにした「調査」が、都教委を介して実施される。

以上の脈絡のなかで、03年7月に七生養護学校の性教育パッシングが起きた。その1ヶ月間の動きを示すと、2日に都議会で土屋都議が七生の性教育を批判し、調査を提案。4日に土屋・古賀・田代都議等が『産経新聞』の記者とともに七生を

⁴¹厚生労働省所管の母子衛生研究会が作製し、01年度から中学校に配布。

⁴²同じ紙面の「米で禁欲教育広がる 三分の一の高校が実施 10代に純潔回帰の風潮」では、米国版 *Newsweek*（02年12月9日）の紹介記事という形態をとりながら、元の *Newsweek* には書かれていない「性道徳を重視し、自己抑制を説く」ような「禁欲教育」が時代の最先端であることを強調している（前掲、『アメリカの禁欲主義教育と日本の性問題』参照）。

⁴³5月28日には同様の「自治体」が40を超えていると批判。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、山谷は05年3月29日に「概念（理解）が分かれているものを更に英語にして日本人に分かりにくくして行政の政策」（カッコ内は引用者）にしていると批判。06年3月の高校教科書検定において、家庭科では「ジェンダー」・家族の多様化と共に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」にも検定意見が付される。

視察、教材を没収。その翌日に『産経新聞』が「まるでアダルト・ショップ」との七生批判の記事を掲載。9日には都教委指導主事30数名が七生養護学校を訪問して教員を一人ずつ事情聴取し、性教育が不適切であったことを認めさせようとする。12日には土屋都議によって不適切な教材が使われないような管理の徹底、週案提出の義務付け、国旗・国家の指導に関わる職員団体への対応など、都立学校の全教員に週案の提出を義務づける「8.25 通達」、入学式・卒業式での「国旗」掲揚及び「国歌」斉唱を義務づける「10.23 通達」につながる12の質問が都議会でなされた。14日には「不適切な性教育」の有無を調査するための「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」を設置、29日には「都立学校経営アドバイザー設置要綱」を策定し、第1号が8月1日付けで七生養護学校に着任。このようにすべての筋書きが事前にできていたかのような迅速な対応であった。

「からだうた」で性器の名称を覚えさせ、人形で性交の場面を再現する教材について『産経新聞』が猛烈な拒否反応を示したことはいうまでもない。しかも、七生の場合には、『産経新聞』の記者が都議等の上記視察に同行し、一体となって「非常識」な「過激性教育」実践であると記事にした。この時点で『産経新聞』は、バックラッシュの直接の当事者となり、05年からの七生の性教育裁判で被告席に座ることになった。

性教育バッシングは、06年以降は紙面から姿を消す。だが、それまでのバッシングによって性教育を自粛するという仕方でも、教員による自主規制の機運が急速に強まることになった。こうした見えない権力に抗して、性教育実践における自由を快復していくことは現在の課題である。

(2) 「ジェンダーフリー」バッシング

① 選択的夫婦別姓制度政府案の国会提出つづし
98年6月以来超党派の議員たちが選択的夫婦別姓等についての民法改正案を国会に提出し続けていたものの、進展はみられなかった。00年12月に制定された「男女共同参画基本計画」で国民の意識の動向を踏まえつつ選択的夫婦別姓制度の導入について引き続き検討すると明言したところ、翌年8月の内閣府世論調査で選択的夫婦別姓導入への賛成が反対をはじめて上回って65.1%となり、選択的夫婦別姓制度実現の機運が高まった。これに対して、9月には「日本会議」が、さらにその傘下に結成された「日本女性の会」でも、選択的夫婦別姓制反対署名を開始する。また02年に入ると、2月に民主党が山谷えり子等と呼ばれかけ人として「夫婦別姓を慎重に考える会」を設立、3月には自民党法務部会が「例外的」夫婦別姓制度の公開勉強会を開催⁴⁴する。その渦中である4月11日に、山谷が国会で夫婦別姓を肯定的

に記述していると家庭科教科書を批判した。このようなバッシングの中⁴⁵、6月に森山真弓法相は民法・戸籍法改正案のその期の国会への提出を断念する。

② 「ジェンダーフリー」の言葉狩り

02年4月11日の国会における山谷発言は、夫婦別姓問題に留まらず、『新子育て支援 未来を育てる基本のき』⁴⁶批判、すなわちジェンダーフリー批判を展開する。彼女がひな祭りや鯉のぼりまで否定していると批判したのに対して、坂東眞理子（内閣府男女共同参画局長）は「一方的な女らしさ、男らしさで個性を抑圧するのは悪いのですが、例えは優しさですとか勇気ですとか責任感ですとかいうのはどちら（女性・男性）にも必要なこと」（カッコ内は引用者）と答弁したにも関わらず、福田康夫男女共同参画担当大臣（官房長官）は「社会的活動においてジェンダーの差別があってはいけないということはそのとおりだと思いますね。ですから、今、公務員も女性をふやさうというようなことで努力しております」と、男女差別（ジェンダーバイアス）については是正する努力をしているものの、「男と女というのは、社会生活したって男女は違うんですね。…歴然たる違いがあるので、それぞれの役割というのは、…無視するわけにはいかないというように私は思っております」と固定的性別役割分業観の存在を肯定し、その是正に取り組むことを放棄するような姿勢をとる。

02年以降、『産経新聞』には「ジェンダーフリー（教育）」という言葉が頻出する。社説におけるジェンダーフリー批判は、「ジェンダーフリー 子育てへの浸透に警戒を」（02年5月7日）が初出である。山谷の国会質問にも触れつつ、「乳幼児の育児に母親は専念するのはごく自然な育児法」であり、厚生省でさえ98年に否定した「3歳児神話」について、「神話」と決めつけること自体に疑義を呈した。その他にも、『世界日報』『諸君！』『正論』『週刊新潮』が、「高校生にも男女同室で着替えさせる」「両性具有への人間改造」などと事実無根のバッシング記事を繰り返し掲載する⁴⁷。

⁴⁵『産経新聞』でも、01年9月3日の八木秀次「夫婦別姓導入に反対する 家族の絆なくして子供の成長に悪影響」や、02年7月29日の社説での夫婦別姓が「家族の絆を壊しかねない」との主張が展開される。

⁴⁶文部科学省の委託事業で02年2月に日本女性学習財団が刊行。

⁴⁷03年7月に鹿児島県議会で「県内の幼稚園、小、中学、高等学校でジェンダーフリー教育を行わないよう求める陳情」が自民党等賛成多数で採択された件で、8月5日付『南日本新聞』は、陳情の前提となった男女一緒の身体検査・更衣・宿泊等についての情報に根拠がなかったことを報道した。事実確認をしないでバックラッシュ

⁴⁴講師はバッシング論者の長谷川三千子・八木秀次である。

「解答乱麻 明星大教授 高橋史朗“拠点”はやはり国立市」(『産経新聞』03年1月27日)は、『男女共同参画』『男女平等』という誰もが反対できないスローガンを隠れみのにして性差を否定する『ジェンダーフリー』教育と、最近報道が相次いでいる過激な性教育は、実は密接な関係にある。／双方に共通するのは、妊娠中絶を容認するなど性的自己決定権の強調だ…と指摘している。これに示されるとおり、パッシング論者は、性的自己決定権⁴⁸をキーワードに、性教育とジェンダーフリー教育を同根のものとして主張した。女性が自らの性を自己決定し、性別にとらわれず自分らしい生き方を選択するのを励ます教育の進展、固定的な性別役割分業観に縛られない家族のあり方、性別役割分業社会の是正を、パッシング論者は阻もうとしたわけである。

そうであるからこそ、02年6月に山谷を代表幹事とし民主党の78議員によって結成された「健全な教育を考える会」は「行き過ぎたジェンダーフリー教育」と「性教育」の両方から「子どもたちを守ることを目的に掲げた。そして、この両者を含むジェンダー問題を真正面から取り上げた家庭科教科書は、性の自己決定権を強調し命への畏敬の念が欠けている、「3歳児神話」を批判している、「家庭」が重視されていないなどと、断片的な事象の指摘ばかりであるものの攻撃的にされ続け、ついに05年4月にはすべての中学校家庭科教科書から「ジェンダーフリー」の語が消える。

③「ジェンダーフリー」狩りの地方への波及

山谷の国会発言を契機とした「ジェンダーフリー」批判はさらに進行する。坂東内閣府男女共同参画局長が一貫して「ジェンダーフリー」は国連でも日本の法律などにも使っていないので男女共同参画局としては「ジェンダーフリー」の公式的な概念を示すことはできない、とだけ答弁しているにもかかわらず、福田男女共同参画担当大臣は「ジェンダーフリー」の語の地方自治体による使用の可否について答弁を二転三転させ⁴⁹、その間に地方議会における保守勢力によって使用禁止と定めた

勢力に追随する地方議会の体たらくさと、まっとうなマスコミの存在の両方がわかる事例である。

⁴⁸山谷えり子「解答乱麻 自己決定から子供救え」(『産経新聞』03年2月24日)では、性的自己決定権教育によって出会い系サイト事件が起きているかのように記している。

⁴⁹03年2月の国会で福田は「ジェンダーフリー」という言葉はいかなる場合でも使ってはいけないということではない」と述べた上で、地方自治体などが「適切に定義」すれば使用できるとの見解を示すものの、04年2月には「地方と国の混乱状況を考えて、今後は使用しないように指導する」と答弁、さらに04年3月には再度「自治体の判断」によると答弁する。

地方自治体が徐々に増加していく⁵⁰。

千葉県では政府見解を文字どおり受けとめ、「性差を否定するものではない」と断った上で「ジェンダーフリー」の語の使用を確認する(04年4月通知)⁵¹。一方、東京都教育委員会では、この千葉県の動きを批判的に検討し、8月に『「ジェンダー・フリー」にかかわる配慮事項について』を通知し、検定を経た教科書に「ジェンダー・フリー」の語を用いているものがあるにもかかわらず、「ジェンダー・フリー」の語の使用を禁止するとともに、「誤ったジェンダーフリーに基づく」男女混合名簿も禁止する。

④男女共同参画条例批判

「ジェンダーフリー」の語に留まらず、各地方自治体で策定されつつあった男女共同参画条例がパッシングの対象となる⁵²。02年6月に制定された山口県宇部市の条例を、伝統的な家族観や男らしさ、女らしさが肯定的に記述され、「ジェンダーフリー教育に歯止めをかけ」るもので、今後の条例制定の模範であるとパッシング論者から高く評価される⁵³とともに、03年5月に国会で山谷は、家事労働に経済的評価を与えるなどと書かれた岡山県新見市や水戸市の男女共同参画条例を問題視し、参考人招致を要請した。その後も、同年10月に石川県では男女共同参画推進条例の運用に際し「ジェンダーフリーと称する過激な思想運動に利用されてはならない」との請願が採択され、千葉県の性的自己決定権を明記した条例案や、同性愛者・性同一性「障害」者の人権尊重を盛り込んだ宮崎県都城市の条例が『産経新聞』によってパッシングされた⁵⁴。また既に制定されていた条例が改悪される動きも見られるようになる⁵⁵。

⁵⁰03年3月に秋田県に始まり、鹿児島県・石川県・三重県・青森県と続く。

⁵¹千葉県では、04年6月に堂本知事がジェンダーフリーという言葉について「誤解を受けてきたが撤回しない」と発言したものの、05年3月には千葉県教委が「ジェンダーフリーという言葉」を県立学校などに通知するに至る。

⁵²『正論』でも、高橋史朗「相次ぐ過激な男女共同参画条例制定『家族解体』『伝統破壊』へと暴走する自治体」03年7月、山口敏昭「フェミニズム条例を一扫しよう！」04年6月などの批判がされた。

⁵³社説「男女共同参画 均衡とれた宇部市の条例」『産経新聞』02年7月13日。

⁵⁴社説「男女共同参画 堂本案の廃案を評価する」03年3月3日、「同性愛者の人権擁護条例成立懸念、困惑…揺れる都城」03年12月22日。なお、千葉県は都道府県の中で唯一未だに男女共同参画条例がない。

⁵⁵前述の都城市では、06年9月に条例が制定し直され、性的少数派への配慮の条文が削除され、

⑤ バッシング論者の地方自治体施策立案への参画
さらに、バッシングに同調する地方自治体の首長によって、バッシング論者が男女共同参画の審議会委員に任命され、地方レベルの施策立案に参画し始める。03年12月の荒川区の男女共同参画社会懇談会設置に際しては、会長に林道義、副会長に高橋史朗、委員に八木秀次が任命された⁵⁶。高橋は、06年5月に第3期東京都男女平等参画審議会委員、07年7月には仙台市男女共同参画推進審議会委員にも就任する。

⑥ バッシング論者の体制内化

政権与党の自民党議員となった山谷は、04年11月24日に、欧米で過激な性教育をしたら性病が増えて中絶が増えたという事実無根の話をまくら言葉に、「年齢を無視した過激な性教育の実態」調査を国会で要請する。自民党は05年4月に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」を立ち上げ（座長は安倍晋三自民幹事長代理、事務局長は山谷えり子）、全国調査を実行に移し⁵⁷、同年7月に調査結果を発表する。文科省も11月に「学校における男女の扱いなどに関する調査について（依頼）」を各都道府県・政令指定都市教育委員会に発し、内科検診・水泳や体育時の着替えを「男女同室で行っているか」を調査することになる。翌年6月に公表された結果ではほとんど問題がなかったにもかかわらず、文科省は「心身の発達段階を踏まえた適切な対応が必要」と通知した。

05年5月に安倍は、上記自民党プロジェクトチームによる「過激な性教育・ジェンダーフリー教育を考えるシンポ」において、「ジェンダーフリーが間違っているとの国民的なコンセンサスがやっとなってきた。次には『ジェンダー』がどうなのか、大きなテーマだ。…男女共同参画社会基本法そのものについても検討していきたい」と述べる⁵⁸。

性別役割分業観を強調する文面が挿入される。他にも04年3月の長野県岡谷市、06年12月の千葉県市川市、07年1月の埼玉県など。

⁵⁶「男女が互いの特性を認めつつ」「男女が必要に応じて適切に役割を分担しつつ」などの語が盛り込まれた男女共同参画条例案は区議会に提案されたものの、他の6名の審議委員からの抗議、全国からの批判の声も強く、取り下げられて審議に付されなかった（04年6月）。

⁵⁷この調査の設定に付記されている事例に、高校における同室での男女生徒の着替えや、小学校の林間学校における男女同室での就寝などが事実無根であり、WHOが10代でのピルの使用を禁止しているという情報は誤りであるなど、デマが多数あることを、05年7月2日付『東京新聞』が明らかにしている。

⁵⁸国会でも03年3月に西川京子議員（自民党、「日本女性の会」副会長）が「ジェンダーフリー」だけでなく「ジェンダー」の使用も禁止するよ

この時期は「男女共同参画基本計画」の改定作業を政府が行っており、それへのけん制を企図していた。7月に自民党プロジェクトチームは「内閣府男女共同参画基本計画に関する専門調査会」に、「この5年間で男女共同参画基本計画に基づいて行われた教育による問題が出てきているのは事実」「同計画の見直しの際には『ジェンダー』という文言を削除すべき」と要求した⁵⁹。

(3) 「親学」の奨励

『正論』の「フェミニズム批判大特集」（02年8月）は、林道義『『男女平等』に隠された革命戦略一家族・道徳解体思想の背後に蠢くもの』、高橋史朗「非常事態に陥った日本—自治体と教育現場で進行する文化大革命」などによって、家族を解体する革命を狙っていると批判した⁶⁰。ジェンダーバッシングの裏返しとして、バッシング論者から賞揚されたのが「家族の絆」「家族の価値」「伝統的な家族観」であり⁶¹、その前提となる「父性」と「母性」の役割である。『産経新聞』のいう「伝統的な家族」とは、固定的な性別役割分業に基づいて営まれる家族関係を意味しており、育児や家事は女性が担うべき仕事であるとされた。

この「伝統的な家族」のもとでの育児を推奨する意図で、高橋史朗は「親学」を提唱する。高橋

う提案した。

⁵⁹05年12月27日に策定された「男女共同参画基本計画」（第2次）では、「ジェンダー」の語はかろうじて残ったものの、バッシング論者の主張に沿って「ジェンダー」「ジェンダーフリー」の説明文が入れられた。

⁶⁰03年2月の都議会で古賀都議は「ジェンダーフリーは、単純に男らしさ、女らしさを否定する次元の問題ではなく、日本人の人格を破壊し、日本や家庭という共同体を敵視した新たな革命運動であるとの、この思想の本質と恐ろしさを認識することが何よりも肝要」「この新しい革命運動のもう一つの顔が今日、全国で問題になっている、常軌を逸した、異常な、露骨な学校での性教育」と発言した。また同年4月の『正論』「過激な性教育の背景を暴く」で高橋史朗は『『男女共同参画』『性的自立・自己決定権』の名の下に社会解体を目指す新たな教育革命運動を断固阻止しなければならない』と批判した。

⁶¹この一環で、00年11月の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実のための社会教育行政の体制整備について」を受けて、01年7月に社会教育法一部改悪によって家庭教育が重視されることになったのを皮切りに、06年12月の教基法改悪によって第10条「家庭教育」が新設され、家庭教育施策が肥大化していく。例えば、井上恵美子「教育基本法改訂のその後—家庭教育政策をめぐって」日本婦人団体連合会編『女性白書 2008』ほるぷ出版、08年、146～148頁参照。

は「伝統的な子育てに学べ」（『産経新聞』02年5月20日）のなかで「今日の教育の危機の本質は関係性の崩壊」にあり、その解決に「父性と母性のバランスのとれた『親学』が必要だ」といい、「“コンビニ保育”脱却を」（『産経新聞』02年9月23日）では「『便利』で『効率的』な近代的子育てシステムが親子の心の絆（きずな）を引き裂き、わが子を『愛せない症候群』の母親の急増をもたらしている」という。こうした主張からは、高橋自身が男女の性差に関する二分法（ジェンダー）に深くとらわれ、「父性、母性の役割分担」を「生物学的性差」に基づく合理的なものとして正当化していることがよくわかる。

また高橋は、「育児の社会化」に否定的である。「子育ての意義と喜び」は母親が子育てに専念することで実感できると述べ、このことが本当の少子化対策であると主張した。他方で、保育所に子どもをあずけて働く母親に対しては、「子育てが自由を束縛し自己実現や収入を得る機会を奪っている」という意識や損得勘定がある」との批判がなされた（「少子化対策に『親学』」（『産経新聞』03年10月20日））。

このように「親学」とはあくまでも母親を対象にした学であり、性別役割分業を疑うことなく自発的に引き受けるように脅迫する教説である。ここには、問題解決のために社会の制度を変えようという発想はない。

04年12月に高橋が埼玉県教育委員に就任する⁶²と、「学校を親学の拠点に」と『親の学習プログラム集』の発行や100名の指導者養成が実施される⁶³。さらに安倍内閣によって設置された教育再生会議は07年1月に第一次報告で「親学」普及啓発を提言する。同年6月に同会議は第二次報告に「『親学』に関する緊急提言」を併記しようとする。その契機を作ったのは高橋であった。ただし、この緊急提言は、世論の批判の高まりの中で撤回される。

07年12月に鹿児島県議会で、国に学校評価の専門機関と「親学」普及本部の設置を求める「教育改革を求める意見書」が提案可決され、同様の意見書が石川、岡山県議会で採択される。また10年1月に「千葉県の教育を元気にする有識者会議」が、愛国心教育や日の丸・君が代を強調する道徳教育、そして「親学」などの家庭教育に踏み込む内容の提言を発表する。このように「親学」に関する動きは今日でも続いている。

⁶²この他にも、高橋は07年2月に「少子化社会対策会議」が「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置した際には、その「地域・家族の再生分科会」委員を務め、4月に「日本会議」が「家庭からの教育再興プロジェクト」を設立した際には、会長に就任する。

⁶³木村浩則「親学＝家庭版『心の教育』を超えて」全日本教職員組合『クレスコ』第79号、07年10月。

おわりに

以上、1990年代から2000年代にかけてのジェンダーバックラッシュの経過と意味について、2つの時期に区分して考察してきた。最後に3つのことを指摘しておわりにしたい。

第1に、バックラッシュの担い手と方法についてである。直近の20年近くの経過を振り返り、あらためて気づくことは、ほんの一握りの特定の人物がバックラッシュの中心的な担い手であったことである。またその手法は、その時々ジェンダーがらみの政治的課題に合わせて攻撃的を定め、理性的でない言葉で繰り返し非難し続けるというものであり、それは暴力以外の何ものでもない。彼（女）等の反社会的活動によって、日本全体が振り回され、市民的自由が大幅に萎縮させられたのがこの20年間であった。第二期については、地方議会への働きかけをはじめ、草の根の右翼運動として展開した点が特徴的である。

こうした手法は、現在も継続している。例えば、09年9月の政権交代に伴い、選択的夫婦別姓制度の導入に千葉景子法務大臣・福島瑞穂男女共同参画担当大臣が揃って意欲を示し、10年1月には通常国会（3月）に民法・戸籍法改正案を提出する方針を史上初めて政府が示した。それに対して、すかさず同年3月に「夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民委員会」が主催し、西川京子・長谷川三千子等の呼びかけの「夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民大会」が開催されている。

他方で、パッシングの一つひとつの攻撃に、関係者や全国の多くの人達が、根気よく丁寧に反撃を続けたことにより、バックラッシュによるダメージをそれなりに抑え得たことも痛感する。さらに、こうした事態に直面したジェンダー研究者等によるバックラッシュ批判本が何冊も刊行された⁶⁴。そこでは、ジェンダー概念とその有効性や射程があらためて問われた。この出版活動自体がバックラッシュをはねのける実践であり、日本社会にジェンダー概念を定着させる重要な契機にもなった。

第2に、新自由主義時代の支配的イデオロギーの実践としてジェンダーバックラッシュが展開したことである。

本稿が対象としたジェンダーバックラッシュの時期は、冷戦体制が崩壊し、グローバリゼーションが世界を席捲した時代である。日本では90年代後半の第一期から「構造改革」という名のもとに新自由主義改革が本格化し、社会に格差と貧困が作りだされていった。企業主義に特徴づけられる戦後日本国家にとって大きな転換となった。

⁶⁴前掲『ジェンダーフリー・性教育パッシングーここが知りたい50のQ&A』『ジェンダー・フリー・トラブル』『ジェンダー平等の豊かな社会をめざして』『アメリカの禁欲主義教育と日本の性問題』、米田佐代子他『ジェンダー視点から戦後史を読む』大月書店、09年など。

小泉政権が誕生し、新自由主義改革を急進的に実行することで社会統合の破綻、社会的連帯の分断が可視化され、社会問題になるのは本稿でいう第二期である。

軍事大国化も新自由主義化と並行して段階的に進む。第一期には、戦後補償の政府方針のあり方をめぐって右翼政治運動が活発化する。その中核に日本軍「慰安婦」問題もあった。こうしたなかで、「国旗及び国歌に関する法律」が成立し（99年8月）、「つくる会」教科書が検定に合格して正規の教科書として存在することとなった（01年4月）。第二期になると、03年6月に有事関連3法（武力攻撃事態対処法案、安全保障会議設置法改正案、自衛隊法改正案）が成立、06年12月に教育基本法改定、07年5月に「日本国憲法の改正手続きに関する法律」（国民投票法）など「改憲手続法」が成立（10年5月18日施行）する。これらは、日本国憲法における平和主義を明確に否定する動きである。

新自由主義化と軍事大国化の結び目に位置するのが性別役割分業といえる。竹信三恵子は、憲法の第9条・24条・25条の改悪は連動しており、「家庭内で無償の福祉的労働を担うことを女性に義務づけ、男性を『国防』に動員できる」ようにする、また「女性の無償労働の活用で福祉費用を節約して企業の税支出を抑え、同時に、…女性が安いパート労働を引き受ける」ことで「国際競争に備えてコスト削減を図る新自由主義的な対グローバル化シフト」が可能になると、バックラッシュの「焦点は性別役割分業」であると指摘する⁶⁵。

言い換えれば、日本の新自由主義化と軍事国家化を推し進める上で、ジェンダー視点で性別役割分業を根本的に問い直す思想や運動は封じ込める必要があったということである。その際に、七生養護学校の性教育がスケープゴートにされたのは国民の通俗的な性道徳に訴えることで、ジェンダーバックラッシュに対する正当性を確保しようとしたからだと思われる。だが、当事者である子どもの教育要求に基づき、教職員と保護者が共同しながら学校づくり、授業づくりを行ってきた七生養護学校の教育実践はこうした安易なフレームアップを許すことはなかった。それどころか、セクシュアリティの次元を組み込んでジェンダー平等の教育とは何か、障害者を排除しない公正な社会とは何かを考える契機に「ここから」裁判はなっている。

この点に関しては、浅野富美枝による日本のジェンダーバックラッシュについての、『バックラッシュ』はすべて『伝統的な家族の崩壊を進める』ものに対して向けられている。個人の尊厳を確保し、身体と性の主体性の確立をめざす性教育は、心身を国家や家族に捧げる人間をつくりだす教育の対極に位置する。その意味で、性教育に対する

攻撃は『バックラッシュ』の核心的要素である」との指摘をあわせて紹介しておきたい⁶⁶。

第3に、ジェンダーをめぐるバックラッシュは、同時期にアメリカでも起こっていたことである。後藤宣代は、アメリカにおけるバックラッシュに関わって、宗教関係者を中心とした批判に抗して、建国史上はじめて女性の中絶を合法化した73年のロウ判決が劃期となり、「新たな南北戦争」に突入したこと、その争点は、60年代以降の離婚、単身親、再婚家族、ゲイ・カップル、同性婚などの家族形態の変化・多様化であり、それを「自由と民主主義アメリカの必然的プロセスと評価」する勢力に対し、保守層はそれを「アメリカを解体させる最大の要因」ととらえて「アメリカのアイデンティティ・クライシスを引き起こす」と批判し、「父権の復権に基づく家族価値」「旧き良きアメリカ」を志向すると分析する。この保守主義に、ジョージ・W・ブッシュ大統領の政権下、自分達の納めた税金が貧しい黒人や移民・女性に支出されていることへの不安・不満を抱く失業や賃金カットされた白人男性労働者に支持された新自由主義が加わる。すなわち、宗教右派・新保守主義・新自由主義が「三位一体」となって、「世界のアメリカ」を維持するための武力戦争の遂行と、家父長制家族に基づく「家族価値」の強調、公共部門の縮小と「小さな政府」の実現が、ブッシュによって展開されたわけである⁶⁷。

ここで確認したいことは、このブッシュ政権期における政策、そしてアメリカのバックラッシュの中核に、家族のあり方の多様化への批判があるという点である。アメリカでは、性別役割分業に依拠した家族イデオロギーが、社会問題である貧困と格差を隠蔽し、徴兵制をかならずしも敷かなくとも戦争のできる国づくりを後押ししている。日本におけるジェンダーバックラッシュの経過と意味をこうしたアメリカの歴史的経験との同時性の中に位置づけ、分析する必要があるだろう。この作業を通じてグローバルな視野でジェンダーにとられない社会を志向し、そのために多くの人達とローカルな場で協同して取り組む意味も見えてくるはずである。

※本稿は、和田悠・井上恵美子「『産経新聞』にみるジェンダーバックラッシュの発想と論理」前掲『インパクション』第174号、72～80頁、同「性教育・ジェンダーへのバックラッシュとは何だったのか」前掲『ジェンダー平等の豊かな社会をめざしてー性教育・ジェンダーバック

⁶⁵前掲「やっぱりこわい？ ジェンダー・フリー・パッシング」

⁶⁶浅野富美枝「性・生殖・セクシュアリティと人権の可能性」前掲『ジェンダー視点から戦後史を読む』136～137頁。

⁶⁷後藤宣代「アメリカのカルチャー・ウォー最前線ーブッシュ『女性に対する戦争』の性格ー」基礎経済科学研究所『経済科学通信』第111号、06年9月、6～11頁。

ラッシュをのりこえる』38～49頁に大幅な加筆修正をした。

※はじめに、1、3-(2)、4、5-(2)を井上が、2、3-(1)(3)、5-(1)(3)、おわりにを和田が執筆した。

[和田 悠(わだ・ゆう) 日本学術振興会特別研究員・フェリス女学院大学非常勤講師、井上恵美子(いのうえ・えみこ) フェリス女学院大学文学部コミュニケーション学科教授]